

中野区子どもの権利に関する条例




子どもは権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障されます。

区は、区に関わる全ての人が子どもの権利を尊重する理念を持ち、それぞれの生活や活動に活かすことにより、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、令和4年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」(以下、「条例」といいます。)を制定しました。条例に基づき、子どもの権利を保障するための様々な取組を進めます。

子どもの権利とは～4つの基本理念～

 <p>命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれる</p>	 <p>子どもにとって最も善いことは何かを第一に考える</p>
 <p>意見や考え、思いを表明でき、それらが尊重される</p>	 <p>一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなく権利が保障される</p>

子どもの権利を保障する5つの役割

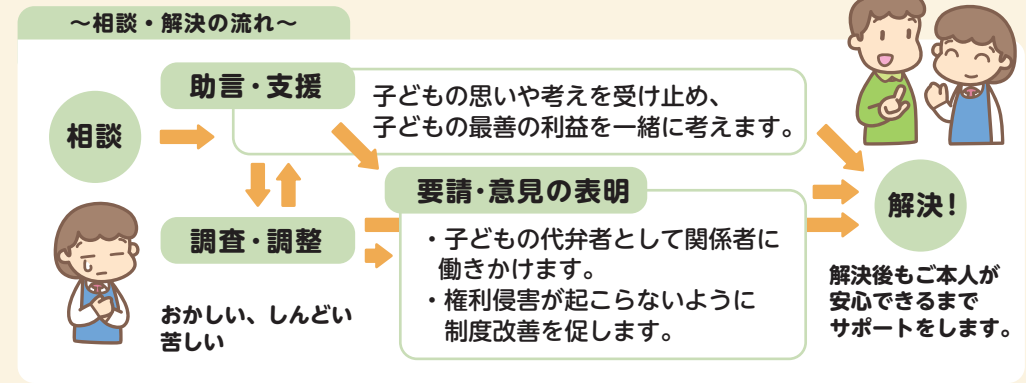


子ども

<p>- 家庭 -</p> <p>子どもが家庭的な環境のもとで愛情を受けて育つことができるよう努める</p>	<p>- 区民 -</p> <p>子どもがすやかに育ち、安心して過ごすことができるよう、地域社会全体で子どもを見守り、支援するよう努める</p>	<p>- 育ち学ぶ施設・団体 -</p> <p>学校などは、その活動において子どもの権利を保障するため、区および区民と協力するよう努める</p>
<p>子どもをパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを推進する</p>	<p>事業が子どもの権利の侵害につながることを防ぐよう適切な気配りを行うよう努める</p>	

子どもの権利救済の仕組み 問 子ども相談係 ☎3385-9673

子どもが抱える悩みを解決するために、「中野区子どもオンブズマン」がいます。相談窓口として、子どもオンブズマン子ども相談室「ポカコロ」を設置しました。



子どもオンブズマン子ども相談室「ポカコロ」

なんでも相談できます。相談の秘密は守りますので、「こんなこと相談して大丈夫かな。」と迷わず気軽に相談してください。



- **相談時間**
月～水、金曜 午後1時から午後7時まで
土曜 午前10時から午後4時まで
(木曜、日曜、祝日、年末年始は休み)
- **相談方法**
電話・メール・手紙・会って相談ができます。相談は無料です。
(原則、18歳未満の子どものことなら、まわりの大人も相談できます。)

<p>愛称 「ポカコロ」</p> <p>～込められた思い～ 安心して、ゆっくり相談できる所であってほしい。ポカポカした心(ココロ)で帰れるように。</p>	<p>マスコットキャラクター 「だんごず」</p> <p>～込められた思い～ もちもちのだんごみたいに仲良しでくっついて離れない関係をみんな作ってほしいから。</p>
---	---

